

維持管理に関する計画

清掃工場における焼却施設の維持管理は、以下のように計画します。

1. ごみピット内のごみは、ごみクレーンで均一に混合し、定量ずつ連続的に焼却炉へ投入します。
2. ごみの焼却にあたっては、次のことを遵守し、ダイオキシンの発生を 0.1ng-TEQ/Nm^3 以下に抑制します。
 - (1) 焼却炉の立上げにあたっては、助燃装置を作動させる等により、炉温を速やかに上昇させます。
 - (2) 燃焼室出口ガスの温度は、 850°C 以上を基本とし、ガスの滞留時間は2秒以上とします。
 - (3) 煙突出口の一酸化炭素濃度 (O_2 12%換算値の4時間平均値) は、30ppm以下とします。なお、100ppmを越えるCO濃度瞬時値のピークを極力発生させないようにします。
 - (4) 炉出口排ガス中の酸素濃度は、6%以上とします。
 - (5) ろ過式集塵器入口排ガス温度は、おおむね 200°C 以下とします。
 - (6) 焼却残さの熱灼減量は、3%以下とします。
 - (7) 焼却炉の運転を停止する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を高温に保ち、焼却炉内のごみを燃焼し尽くします。
3. 排ガスなどにより生活環境に支障が生じないように、細心の注意を払うとともに適切な焼却炉等の運転にあたります。
4. エコノマイザ、ろ過式集塵器及び排ガス処理設備に堆積した焼却飛灰は、定期的に除去します。
5. 焼却灰はセメント原料として再利用し、焼却飛灰はセメント原料および土木資材として、再利用します。また、場外へ搬出する際は、灰を十分加湿するなどし、飛散防止に努めます。
6. ごみピット内の火災は、ごみピット火災検出装置にて連続監視し、火災を検出した場合にあつては、放水銃にて自動的に消火するなどにより、被害拡大を未然に防止します。

7. ごみ投入ステージからのごみピット内への転落等については、監視・指導により防止を図り、万一転落した場合にあっては、関係機関に速やかに連絡するとともに、転落者救出設備等により救助します。
8. ごみ焼却炉の次の箇所のデータを連続的に測定し、記録します。
 - (1) 燃焼室中の燃焼ガス温度、ろ過式集塵器入口燃焼ガス温度及び運転管理上必要な箇所の温度等を連続的に測定し、記録します。
 - (2) 排ガス中の一酸化炭素の濃度、窒素酸化物の濃度及び硫黄酸化物の濃度等を連続的に測定し、記録します。
9. 排ガス中のダイオキシン類の濃度は、年1回以上測定し、記録します。
10. 本施設の維持管理にあたり行なった点検、検査その他の処置の記録を作成し、5年間保存します。

以 上